

令和 6 年 5 月 7 日

第 4 0 回

加茂市都市計画審議会議事録

建 設 課

## 第40回 加茂市都市計画審議会議事録

日時 令和6年 5月 7日 午後2時00分

場所 加茂市役所 5階 全員協議会室

### 議 題

#### 第1号議案

加茂市都市計画審議会会長および副会長の選任について

### 報告事項

加茂市都市計画マスタープラン策定の中間報告について

### 出席した委員（敬称略）

第1号委員 松 川 寿 也 渡 邊 彩

第2号委員 渋谷 美 浩 坂 井 亨（代理出席）

第3号委員 中 尾 明 美 西 村 太 佑 田 辺 良 夫  
小 倉 ひろみ

第4号委員 白 川 克 広 森 山 一 理

第5号委員 横 堀 正 満 中 野 直 美

### 説明に出席した者

建 設 課 長 塩 野 高 之

加茂市政策専門員 出 口 高 靖

建設課課長補佐 樋 口 和 徳

建設課課長補佐 小 野 慎太郎

### 記録者

建 設 課 主 査 和 田 丈 裕

## 第 40 回加茂市都市計画審議会 発言内容

### ○司会（建設課長）

定刻となりましたので、これより第 40 回加茂市都市計画審議会を開催いたします。皆様本日はご多忙のところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。本日の司会を務めます建設課長の塩野と申します。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、委員総数 14 名中、出席委員数は、代理出席の委員を除き、11 名で過半数以上の出席であります。よって都市計画審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは開会にあたり、藤田市長よりご挨拶申し上げます。

### ○市長

皆様お疲れ様です。加茂市長の藤田です。第 40 回加茂市都市計画審議会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

日頃、当市の都市計画行政につきまして、ご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、ご参会いただき誠にありがとうございます。

今回新たにお引き受けいただいた委員の皆様も、前任期から再任いただいた委員の皆様も、これからの任期の 2 年間、よろしくお願いいたします。

都市計画審議会は、都市計画法第 77 条の 2 に、「その権限に属せられた事項の調査審議、及び市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議」する機関と定められる、法定の附属機関です。土地利用に関することなど都市計画決定という手続きが必要な際に、審議会委員の皆様からご審議いただくことになります。

さて、今回の審議会ですが、策定を進めております加茂市都市計画マスタープランの中間報告ということでお集まりいただきました。

当市では都市計画マスタープランを未だ策定しておらず、都市計画に関する明確な方針を持っていない状況が続いていますが、上位計画である総合計画を令和 3 年度に策定したことを受け、次の段階として、令和 5 年度から 2 ヶ年で都市計画マスタープランの策定に着手しています。

この都市計画マスタープランは、市全体の土地利用方針を謳う全体構想と、市域を 5 つに区分しそれぞれの地域の方針を定める地域別構想の 2 編から構成されます。本日

は、令和5年度末で、概ね策定した全体構想までを中間ということで、皆様にご報告いたします。

今回は審議事項ではなく、報告という形にはなりますが、初めて都市計画に携わる方もいらっしゃると思いますので、不明な点は遠慮なく質問してください。都市計画は用語から難しいものもありますので、些細な点でも結構です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## ○司会

ありがとうございます。

続きまして、次第3 委員紹介・委嘱状交付です。

今回は新任期になってから初めての都市計画審議会の開催となりますので、委員の皆様と市当局をご紹介します。

お名前をお呼びしますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

### 〈各委員の紹介、市当局の紹介〉

次に、委嘱状の交付をいたします。

委嘱状については、全委員を代表して松川委員に委嘱いたします。

それでは市長は所定の位置にお進みください。

また松川委員も移動をお願いします。

### 〈委嘱状の交付〉

ありがとうございました。

市長および松川委員は、次にお戻りください。

他の委員の方々には委嘱状を配布資料とあわせてお配りしています。

なお、市長は公務によりここで退席させていただきますので、ご了承願います。

### 〈市長退席〉

次に、次第 4、議事ですが、加茂市都市計画審議会条例第 3 条第 2 項に、会長は、会務を掌理すると規定されていることから、会長が議長を兼ねておりますが、本日の審議会は新たに委員委嘱を行ってからの最初の審議会ですので、会長が選任されるまでの間、不在となります。

つきましては、仮議長として加茂市政策専門員の出口が務めさせていただきます。それでは出口政策専門員、議長席に移動をお願いいたします。

#### ○仮議長（出口政策専門員）

改めてこんにちは、加茂市政策専門員の出口です。

正式に議長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

それではただいまから議事に入ります。

第 1 号議案加茂市都市計画審議会会長および副会長の選任について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（小野課長補佐）

それでは説明をいたします建設課小野です。

よろしくお願いいたします。

それでは第 1 号議案加茂市都市計画審議会会長および副会長の選任についてご説明いたします。

会長および副会長の選任に関しましては、都市計画審議会条例第 3 条第 1 項に、審議会は会長および副会長各 1 名を、前条第 2 項第 1 号に掲げるものにつき、任命された委員の中から互選すると規定されています。

2 ページ目をご覧くださいませでしょうか。現在、当審議会における第 1 号委員は 2 名でこちらからの選出ということになります。

なお、本案件につきましては事務局案を事前に検討していることを申し添えます。

#### ○仮議長

第 1 号議案の説明は以上です。説明ありがとうございました。

会長および副会長の選任について意見推薦等ありますでしょうか。

（「事務局案」の声）

○仮議長

ありがとうございます。

ただいま事務局案との発言がありましたので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○仮議長

ご異議はないようですので、それでは事務局から事務局案の説明をお願いします。

○事務局

はい、ありがとうございます。

それでは事務局案といたしまして会長にはですね長岡技術科学大学にて都市計画を専門的に研究し、他自治体の都市計画審議会の委員も務めております松川委員にお願いしたいと考えております。

また、副会長にはNPO法人まちづくり学校の理事や、当市こども未来会議の委員も務めておりますし、多方面で活躍されています渡邊委員にお願いしたいと考えております。よろしくお願いします。

○仮議長

只今事務局から説明がありました、会長には松川委員、副会長には渡辺委員を選任したいという案が提出されました。

本案について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○仮議長

ありがとうございます。ご異議ないようですので、松川委員を会長に渡辺委員副会長に選任することに決めさせていただきます。

会長が選任されましたので私の仮議長の職を解かせていただきます。

ありがとうございました。

#### ○司会

はい、どうもありがとうございました。

それでは松川会長は上席にご移動いただき、一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

#### ○議長（松川会長）

ただいまご紹介いただきました長岡技術科学大学の松川と申します。

私の専門は都市計画でございまして、だからこういった形で審議会の委員長の職を仰せつかったわけでございます。都市計画と申しますと、一般の方は皆さん大体東京とか横浜のような町をどういうふうに計画的に整理していき、どこに再開発事業を立てたらいいかとか、いろんなことをするわけでございますけれども、それも都市計画ではありますが、私の専門は同じ都市計画でも地方都市の都市計画を専門にしております。私の住んでいる長岡市もそうですし、この加茂市もそうですし、新潟市も政令指定都市とは言っていますが、広い意味では地方都市でございます。そういった地方都市、これは言わずもがなでございすけども超高齢化人口の人口減少という非常に大きな問題を抱えている中で、これからの日本の地方都市どういう方向に持っていったらいいかということを研究したり、学生に教育をしたりしているところでございます。

先ほど市長からもご挨拶にもございましたけども、専門的な言葉が出てきます。何でも結構でございますので、不明な点等ありましたらぜひ積極的に、ご質問ご意見等頂戴できればと思っております。活発なご意見を皆様から頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

早速でございますが、次第5、報告事項について、新任の委員の方の多くは都市計画について馴染みがないということで事務局から伺ってございますので、まずは都市計画の基本事項について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

#### ○事務局（和田主査）

建設課の和田と申します。私の方から都市計画マスタープランの中間報告に先立って、都市計画の基本事項、加茂市の都市計画等も含めてご説明します。昨年から委員

をされている方については一度聞いた話になりますが、その点についてお話をさせていただきたいと思います。では座ってご説明させていただきます。

参考1をご覧くださいませでしょうか。

まず都市計画はなじみのあまりないような言葉、そういった印象があるかと思いますが、それについて説明したいと思います。

まず、都市計画法ってどんなものなのかについて、1-1 都市計画法の目的を書いておきます。

都市計画の基本理念という法における基本理念というものが赤囲みの中に書いてあります。

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図り、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるということで、規定しています。なので、都市計画は、農林漁業は都市とはちょっとかけ離れた印象があるのですが、それと調和を図りつつ、機能的な生活をしやすいような都市を作っていきたいという理念のもと動くものになります。

また、説明にも書いてあるのですが、好き勝手な開発が行われると、点在してなかなかまとまりのないようなその土地になってしまう、そういったものを規制緩和を使いながらコントロールしようっていうのが、都市計画の基本的な部分かなと思います。

次に、1-2 都市計画で定められるものについてです。法の原則として、都市計画区域というものがあり、加茂市もあるのですが、その区域内に適用されるという形になります。都市計画区域ですが、加茂市の場合は、須田から上の方が狭口の芦ノ出までになります。

都市計画に関しては、方針等が段階的に作られているって形になるのですが、まず都市計画区域の整備開発および保全の方針、都市計画区域マスタープラン、市町村の都市計画マスタープランとはまた別のものになるのですけれども、この計画を都道府県が定めるという形になっています。

加茂市における都市計画区域は先ほど申し上げましたが、それとは別に加茂の都市計画区域というのが田上に渡って設置されております。この区域については新潟県の方で定めた区域になりますが、この区域でどのような方針で都市計画を考えていくのかというのが、この都市計画区域マスタープラン、通称区域マスになります。

県のホームページ等に掲載していますので、もしお時間あるときがありありましたらご覧いただければと思います。

では次のページお進みください。

地域域区というものをを用いて土地利用をコントロールしていきましょうというのが一つ狙いとしてあります。

全部で 22 あるのですが、赤字になっている部分が加茂市で定められている部分になります。

続きまして都市施設というものがございます。これも都市計画決定というもので定めるものになります。

都市施設は、11 項目あるのですが、そのうち①②③については、都市計画で計画的に進めていきましょうということで定められているものになっています。①についてもいろんな種類があるのですが、この内の都市計画道路というのを定めているのが一つ。

②については公園と緑地について定めているのが一つ。

③については、下水道を都市計画決定しております。

この①②③の今挙げた道路公園緑地下水道というのは、都市計画法で最低限これを位置づけないといけないということになっている部分になっています。

次のページにお進みください。

都市計画で定めることのうちの三つ目ということで、市街地開発事業を行うっていうことになると、こちらについては都市計画決定が必要となります。

このうち①の土地区画整理事業というものが、過去に加茂市で都市計画決定されて行った事業になります。具体的には加茂駅前の商店街の辺りを整理事業として、あと西加茂で水害の後になります、行っております。

次に地区計画というものがあります。

これもまた後ほど詳しく説明いたしますが、行政主導というよりもそこに住んでいる住民が考えていく、住民がこうしていきたいよ、この町はこういうふうにつけていきたいというのを実現する制度です。

加茂市においては 15 の地区で地区計画のルールを定めておりまして、建築に関する制限がかかってくるということになっております。

他にも例えば景観とか、ここにも書いてありますが、色彩とかそういった部分の独自のルールを定めたりなどの手法があります。

次に、最後こちらは都市計画決定の手続きは必要ないのですが、市町村都市計画マスタープランという呼ばれる計画、正式名称は、市町村の都市計画に関する基本的な方針、こちらを定めるのが法律の努力義務になっています。

先ほど申しました県の定める都市計画区域マスタープラン、あと市の上位計画の総合計画、これらと矛盾のないように整合性を取るように即して定めます。

今現在、策定作業を進めているという形になっております。

次のページお進みください。

2-1 土地利用をコントロールするについてです。

先ほど申しました用途地域っていうものがここで関係してきます。

用途地域は 13 種類あり、それぞれの土地利用の決まりごと、建築制限等を含めて規制するものになっています。

加茂市においては全部があるわけではなく、後ほど参考の 2 の方で出てきますので、ここでは用途地域として、こういったものがあるという紹介にとどめさせていただきたいと思いますが、大きく分けて住居系、第一種低層住居専用地域から田園住居地域まで、次に商業系、近隣商業、商業地域、最後に工業系、準工業と工業、工業専用地域に分けられます。ここはこういったものが建てられますよとか、例えば工場ですね、人体への影響とかそういった部分は考慮したところも含めて、工業地域と工業専用地域には学校や病院などは建ててられない。そういった制限がかかっております。

次のページをお進みください。

都市施設を整備するということで、道路、公園、下水道については都市計画決定の上、計画的に作っていきますという形になっています。

下水道については、今年の 1 月に都市計画審議会を行い、下水道区域を変更したばかりでございます。

こういったものを都市計画で変更する必要性があれば皆さんにお諮りするということになっています。

市街地再開発事業等、事業を行うというときは都市計画審議会に諮った上での決定事項ということでいきますよという形になります。古い市街地など道路が狭いとか、特に自動車が必須になっています。そういった道路関係とか、あと公園の整備、公園緑地とかそういった観点から整備したいという場合には、整備事業を立ち上げて皆様から承認をいただくという形になります。

次に7ページお進みください。

都市計画マスタープラン、どんな計画ってことでこちらもまた後ほど具体的には説明するような形になりますが、長期的な見通しを持って、大体20年スパンの計画という形になっております。

加茂市の場合は令和5年度から2ヶ年で作って、令和6年度で出来上がる予定で今進めておりますが、それが20年後まで生きてくるような計画になってきております。

20年後、正確には十数年後から見直しを進め、また次のマスタープランを作って、そのようなサイクルを回していくっていうのが市町村都市計画マスタープランです。

長い目で考えてどんな都市を目指すのか何か始めるのかというのを設計図のような形で考えていきます。

当然社会情勢など、もしかしたら20年間で革新的な技術が開発されることがあれば、それに応じてまた20年後作り変えるなんてことも視野に入れつつ考えていくという計画になります。最後になりますが、先ほども申し上げました総合計画の下位計画という形になります。

参考2をご覧ください。都市計画の位置づけについては、都市計画法というものが大きな法があり、関連する法が伸びていく形です。

いわゆる都市計画に関する法律だけでも、非常に多くの法律があり、当然空港に関する法律だとか港湾法だとか、そういった部分については加茂市に関してはそこまで影響はないような法律になっておりますので、全部が全部考えないといけないということではないかなと思いますが、非常に多岐にわたる分野に都市計画法が関連していきます。

一番右の方に、先ほど飛ばしました用途地域に関して載せております。加茂市における用途地域については、皆様にお配りしている都市計画図に、色分けで示させていただいておりますが、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工場地域の七つの用途地域で分けられております。

これら以外のところは都市計画区域内だけど、白地地域ということで、建築基準法でかかる制限が緩いということです。

ただ、農地がありますので、農地法などそういった部分の縛りというのは当然出るという形になっておりまして、何でもかんでも開発っていうのはできないっていうのが

現状ではあります。また、この用途地域の中については都市計画税というのがかかるという制度になっております。

次のページにお進みください。

都市計画決定の手続き区分についてです。

市町村で決定できるものもあれば、国の方で同意を得る必要がある決定内容もあります。市町村決定というのがこの表の右から3列目になるのですけれども、これについてもただ市町村だけで勝手にやってもいいよっていうわけではなくて、新潟県と協議をしながら、また新潟県の都市計画審議会もかけながら決定していくような流れになっております。

では次のページを進めてください。

都市計画区域の推移ということで、過去市政が始まってから現在に至るまでの数値を記載しています。

最新の加茂市面積は平成26年10月1日現在で13,372haになっておりまして、都市計画区域については、昭和57年4月23日に2,997haということで、加茂新田地区がそのときに加わったことによって定められたのが、今に至るまで続いています。

田上と合わせ5,565haが加茂都市計画区域の全域になるという形になります。

用途地域については現在、令和元年7月30日が最新で、602.8ヘクタールになります。須田地区に工業地域を指定したのが最後の変更になります。

準防火地域については、平成8年4月1日現在で104ヘクタール、こちらが最後の指定になります。都市計画図を見ると分かるのですが、街中に指定されております。

では次のページを見てください。

都市計画道路に関してのデータになります。

都市計画道路は古くは昭和17年に都市計画道路に定め、今後作っていくという形で決定したものです。現在総延長が27,340m、改良済み延長が15,350m、改良率が56.1%です。

次のページに進んでください。

都市公園緑地の一覧で、都市計画決定されているものは、表の真ん中、都市計画決定に数字が入っている公園です。

全部が都市決定されて作ったというところではないというところだけご承知おきください。

また、皆様の地元にもある小規模な公園については、こちらの都市公園に含まれず、地元管理をいただいているという形になっております。

次のページをお進みください。

次は地区計画の説明です。少し見づらい部分があるかもしれません。

色がついている部分が用途地域の指定状況で、その中に斑点で囲われた部分が加茂市の地区計画区域として定められている区域です。

加茂市における地区計画については2種類ある状況になっていまして、凡例の一番下の方に黒枠と赤枠の2種類があります。それぞれどんな制限となっているかという、その次のページになります。

建築基準法における用途の制限に上乗せするような形で、右の列が地区計画として制限をかけている内容になっております。

度々変更しておりまして、一昨年にも一部変更しております。令和4年度に都市計画審議会にかけさせてもらって変更したものが最後になるのですが、一部の地区計画については、今まで500㎡を超えるような床面積の店舗等を立てられなかったところ、そちらの制限の方を3,000㎡まで考えたような変更が加えられました。

最後に本日追加で配らせていただいております「都市計画審議会とは」をご覧ください。

都市計画審議会は、冒頭で市長の挨拶でもありました通り、都市計画法に基づき都市計画案について、どのようにしていくか審議する機関です。

行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者や市議会の議員、関係行政機関、公共団体の役職員の方などから構成される審議会です。

都市計画審議会条例は第1号議案に載せさせていただいたのですが、18名以内で構成することになっております。現在については、ご覧の通り14名ということで、18名以内で構成をするという形をとっております。

年に1回1,2回程度の審議ということでもあります。

次の頁をご覧ください。

新潟県都市政策課が作成した、市町村が定める都市計画の決定手続きのフローです。都市計画決定に至るまでかなりの手順を踏んだ上で決定する、それだけ慎重に考えていきます。住民からの意見も聞くし、専門家の意見も聞きながら、決定していくものというのが都市計画決定です。

皆様に関係してくるのは市町村都市計画審議会の部分です。

あとは、参考程度にご覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

#### ○議長

ありがとうございました。事務局からの説明がございました。いろいろ多岐に渡る説明でございますが、何でも結構でございますので、その点も含めまして、ぜひ委員の皆様からご質問いただきます。

いかがでございますか。特に新しく委員をされるような方で、少し確認しておきたいとかありますでしょうか。

#### ○委員

ご説明ありがとうございました。

1点確認をさせていただきたいのですが参考資料の2についての法律が書いてありますが、これらの法律の位置づけは上位ということではなくて、関連するという意味合いでよろしかったでしょうか。

#### ○事務局

都市計画法の右側といいますか、左右に伸びているようなところについては関連する法律と思っていただいて結構です。

#### ○議長

事務局に補足して説明します。上位下位とかということではなくて、都市計画というのは空間計画ですので、この場所でこういうことをやりますとかってというのは都市計画法でできますが、具体的にどのような手続きを踏んで、どういう内容のものをすべきかというのは、それぞれの個別の法律で決められて、それに則って行うというような建付けになっていまして、例えば、今日先ほど事務局の方から説明がございましたけども、市街地再開発事業の中にあります一番上の土地区画整理事業という法律がございます。これは市街地関連事業の中でも土地区画整理事業というのを駅前で行っておられるというような説明が事務局からございましたけども、あくまでも都市計画法では、区画整理をやりますという場所だけを都市計画で決めてあげて、そこから先のことは、この土地区画整理事業に則った手続きで土地区画整理事業をやってくださいねと

というような基本的にそういう建付けで他の法律もなっているという風にお考えいただいて結構でございます。

#### ○議長

他にいかがでございましょうか？何でも結構でございます。

#### ○委員

大変細かなところまでありがとうございました。

私がイメージしていた都市計画というのは、少し今日の会議を受けイメージが違うと感じました。私はてっきりこの人口減少を今後どのような形で都市計画に反映して行くのかなというイメージを持って、会に参加させていただいたのですけれども、そういうものではないということでしょうか？

#### ○事務局

はいそうですね

都市計画で根本的に政策を打ち出せるというのはなかなか難しい部分で、先ほどの説明にもあったように、例えば道路だとか公園だとか施設だとか、そういったところを作っていく方針、そういったものを打ち出すことはできるのですが、人口減少、特に加茂市だけでなく全国的に問題となっているところに関して、もちろんそういったものを全く考えないというわけではないのですが、なかなかそれを政策的に全てを入れられるかという、正直少し難しいところはあるかな、というふうに認識しています。

今のところそれ以上のお答えは難しいところです。

#### ○議長

ありがとうございます。いわゆる都市計画というのは、先ほど私の方から申し上げましたが、フィジカルな部分が描かれる計画です。ここに、この土地利用をしましょうとか、ここに道路をひきましょとかっていうところ、まさに事務局の説明にございましたけども、建築の制限をどこに入れましょう、どこに区画整理をやりましょう、そういったところを決めるのがこの都市計画審議会でございます、人口減少とか高齢化とかこれも非常に大事なことで、当然都市計画は全く考えないというわけで

はないのですけども、それはもう少し都市計画よりも上のレベルの計画、総合計画で考えることと思います。他にも人口ビジョンとか色々な少子化対策な、様々な横断型の計画もございますので、そういったところの中で議論、検討していくということになります。考えないというわけじゃないのですが、そればかりではないというところだけご理解いただきたいと思います。

#### ○議長

ありがとうございました。他はいかがでございますか？

何でも結構でございます。まだ時間ございますので、お願いいたします。

#### ○委員

都市の今の市役所でエリアプラットフォームっていうのを今議論していますよね。

そういうことと都市計画審議会というのは、内容的には何か整合するところがあるので  
すか。

#### ○事務局

この後の都市計画マスタープランの中でご説明をさせていただきますが、エリアプラットフォームというそういう趣向、仕組み作りをやっていますので、地域としてはだいたい西加茂のマクドナルドから駅を超えて、商店街を入れた中をエリアとし、まちづくりや仕組みをどういう風にしたらいいかということで、検討しています。そこと一緒になって、事業展開や都市計画マスタープランの中の一部に書き込んでいく必要があるかなと思います。

位置づけとしましては、基本的には総合計画が一番上にありまして、その下に都市計画マスタープランがありまして、その中にエリアプラットフォームの仕組みがあり、他の関連した計画が一緒になって計画を作り上げて、というような形になります。

#### ○議長

ありがとうございました。

次の議事の中でも都市計画マスタープランの報告があるかと思いますが、都市計画マスタープランというのは、もう少し全体を俯瞰した都市の基本原則を決めようという、ざっくり言うとそういうものなのです。今回街中でエリアプラットフォームの

取り組みをされておられるという中で、まずそのエリアプラットフォームの取り組みをより成功しているといえますか、いいところに持っていこうというふうに考えたときに、その都市計画マスタープランの中で、逆にエリアプラットフォームの取り組みの足を引っ張るようなことは当然書くことができないわけで、むしろそれを応援していくような計画を作っているというのが、この都市計画マスタープランの果たす役割でございます。この中身につきましても後ほど事務局の方からまた後の説明でございますので、その後質問ございましたらまた引き続き承りたいと思います。

### ○議長

他にいかがでございますでしょうか。次の議事もございますので先にとりあえず進めさせていただきます。また次の議事が終わった後に先ほど説明いただいた都市計画の中身につきましてもう1回確認したいということございましたら、ご質問を受けますので、とりあえず一旦ここで質疑を切り上げて、次の議事の方に進めさせていただきます。続きましては、報告事項の都市計画マスタープランの中間報告について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

### ○事務局（小野課長補佐）

それでは改めまして、建設課の小野です。よろしくお願いいたします。

それでは着座にて都市計画マスタープランについてご説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、お配りした冊子を見ながらご説明を聞いていただければと思います。

それでは、1枚目をはぐっていただいて、目次があるかと思います。

目次は、今、第5章まで書かれており、以下は灰色になっておりますが、この部分はまだ完成しておりません。

1章から4章の部分をまとめておりますので、その部分に関しましてご報告をさせていただきますなと思います。

1章につきましては、計画の位置づけと背景、2章に関しましては加茂市の現状と課題、3章に関しましては都市の将来像、第4章に関しましては都市整備の方針ということで、最初に背景と課題をまとめた中で、3章4章で加茂市全体の構想をまとめさせていただきます。

続いて1枚ページをはぐっていただきまして、1ページになりますが、こちらに都市計画マスタープランということで、まず計画策定の背景と目的がありますけれども、市長の説明等にもありましたが都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針、これを定めることを目的としております。

加茂市は令和3年度に総合計画を策定しまして、笑顔あふれるまちかもということで、まちの将来像を掲げておりますので、それに合った形でそこに続く計画を作って、政策をいろいろ進めていこうということでやっております。

そうした中で都市計画マスタープランは概ね20年後の都市の姿を展望するということで、総合計画にも掲げています「笑顔があふれるまちかも」をとにかく実現するためにどうしたらいいだろうということでいろいろ各分野に分かれての方針立てをさせていただいております。

都市計画の総合的な理念目標や適正な土地利用や保全の誘導、都市施設の整備に関する方向性など、そういったものを載せている計画となります。20年先を見据えるわけなので、かなり長期的な指針ということになります。

続いて、都市計画マスタープランの位置づけですが、下の図を見ていただいた中で、真ん中に都市計画マスタープランがありますけれども、そこには左にもありますように、新潟県作成がしています加茂都市計画区域マスタープランに即して作る必要があります。そこに反してこの計画を作ることはできませんし、もちろん市民の方々の意見を当然反映させていただく必要があります。この計画をまとめるにあたって、市民2000名の方からアンケート調査をさせていただいておりますので、後でご説明いたしますが、そこからの意見等や昨年度第1回で地区別に懇談会をさせていただきまして、そこでもいろいろなたくさんの意見をお聞きしております。

後で説明いたしますが、今月末から来月にかけて第2回の地域別懇談会もありますので、もしそこにご参加していただける委員の方々がいらっしゃるようであれば、ご参加いただいてまた意見を頂戴できればなというふうに思っております。

先ほどプラットフォームの話も委員からありましたが、関連計画という中で、公共施設の統廃合計画だとか、公共交通計画など、こういった計画も並行に計画作りが進んでおりますので、常に整合性をとりながらお互い協力し合っていけるような計画を作成します。

続いて2ページ目になります。

都市計画マスタープランの構成になりますが、大きく分けると全体構想と地域別構想の2種類になります。

先ほど目次でもお話ししました通り、今回できている4章までに関しましては、この左半分の全体構想編として策定しております。

加茂市の現況、都市作りの課題、将来目標の設定から都市整備の方針ということで、方針を大きく六つに分けて、方針作りをしております。

これから、今年度に右半分の地域別構想編ということで、具体的に市内を須田、西加茂、下条、加茂、七谷、この5地区に分けておりますので、こういった地区ごとの課題やその将来の目標を細かく設定した中で、実現化方策というものを考えていきたいというふうに思っております。

計画の目標年次といたしましては、令和6年で策定いたしますので、令和6年度を基準年としまして、目標を20年後の令和26年ということで考えております。

20年といっても、時代がコロコロ変わっていく恐れもありますので、おおむね5年程度で書かれているものを検証するなど評価いたしまして、10年分を目処に、見直しをかけていくことになるかなと思っております。

また都市計画マスタープランの原則は、対象が都市計画区域になりますけども、加茂地域を見たときに、農村集落だとか森林だとか自然環境がたくさんありますし、そこも一体的に都市作りをしていく必要があるかなという観点からですね、今回は計画区域を加茂市全域ということにさせていただきます。

次が3ページから加茂市の現状と課題ということで載っております。

ここは後ほどお読み取りいただきたいと思います。

続いてですね、54ページをご覧ください。先ほどからもお話があったエリアプラットフォーム以外の関連計画を抜粋したものを載せております。

まずは、54ページが、新潟県で作成しています加茂都市計画区域マスタープランを抜粋して載せさせていただいております。

以降の加茂市の総合計画だとか、関連している計画の部分載せる予定でおります。

策定が完了してないところに関しましては、まだ明記していないところもありますが、最終的にはそこに全部付け加えた形で関連計画を全て載せていくというような形になります。

続いてですね、71ページをお開きください。

71 ページが市民意向調査ということで、市民 2,000 名を対象に行ったアンケート調査を載せております。

ここも細かくは触れないですが、アンケート調査の取りまとめをした形を載せさせていただいていますし、また 79 ページからは、2,000 人の他に、20 年後のその先を考えるとということで加茂市独自で、中学生市内の五つの中学校対象に、中学校 3 年生を対象としたアンケート調査をさせていただいているアンケートの結果になります。

こちらも後でお読みいただければなというふうに思います。

それでは、縦横逆になりますが 82 ページをご覧ください。

82 ページが都市作りの課題ということで、左から右へ作業を進めてってという形になるのですが、一番左は人口・産業・土地利用等ということで項目を立てた中で、2 章の加茂市の現況を見た中で、現況整理をして、特徴的なところを載せております。同じく右側にあるアンケートにつきましても、2,000 名のアンケートと中学生アンケートをもとに特徴のあるところを載せております。

それプラスアルファとして社会情勢の変化などを加味しながら右側の都市作りの課題ということで載せております。

先ほどお話があったように人口減少について、やはりこれが一番の課題だと思いますので、現況整理の中でも最初に載せております。

人口減少しており、少子高齢化が進行し全国や県平均よりも人口減少が大きく、市街地に人口集中も人口分布は中心市街地から用途地域縁辺部への移行傾向がある点です。

その中で、課題としては人口密度を保った中で各種サービスはもちろん、商売もそうですが、ある程度人口密度がないところでは、なかなか商売も成り立たないということがあられるでしょうから、そういったのを考えながら無秩序な住宅の拡大抑制だとか、逆に街中への居住の誘導、こういったことが必要になってきますし、都市機能も分散して作るのではなくて、効率よくするためにも集約した中で、いろんな方からいろんな使い方ができるように集約していかなきゃいけないかなというような課題を考えております。

都市づくりの課題のところにもⒶだったり、Ⓑというのがありますけども、82 ページの下にもありますように、第 4 章都市整備の方針で分けている 6 つの分類にそれぞれ分けた中で記号を付けています。

こういったものを当てはめた中で考えていかなくてはいけないかなというふうに分けております。

続きまして 83 ページになりますけれども、ここも今ほどご説明したのと同じように、やはり項目を立てて左から右へという形で課題の方をまとめています。

ここは都市施設になりますけれども課題で言えば、長期に未着手となっている都市計画道路の整備促進とか見直しの方針の検討が必要かなというところだとか、あとは市内外のネットワークを結ぶ幹線道路の適切な維持管理、つい最近 3 月に 403 号バイパスも、三条まで繋がった中で、ご利用されている方はだいぶ利便性が良くなったなんていうのも感じているかと思うのですけれども、そういった横のネットワークもそうですし、今あるその道の維持管理もしっかりしていかなくてはいけないなというようなことを課題として挙げさせておりますし、その二つ下のバリアフリー化高齢者層、障害者に配慮したそういった道路の整備っていうのも必要かなというふうに考えております。

続いて 84 ページをお願いいたします。

84 ページも同じく公共交通、歴史・文化・観光、災害、財政と項目を分けて、同じように課題を出しております。

続いて 85 ページがですね、第 3 章都市の将来像ということで、ここからが本格的に都市計画マスタープランの全体構想の中心になる部分になってくるわけですが、真ん中の中ほどに赤く囲った中に、「愛着と誇りを次代へつなぐ居心地よく笑顔あふれるまちかも」ということで、加茂市の将来都市像を考えております。ここ正直まだ確定したわけではなくて、まだ案という形で、加茂にちなんだというか、ここを読んだだけで加茂だってわかるような、キャッチフレーズを考えていきたいなと思っておりますので、こういったところも踏まえて意見ございましたらぜひお願いしたいなというふうに思っております。

ここの将来を考えるにあたって、下のところ、いつまでも安全安心快適に暮らし続けることのできる持続可能な都市を目指し、コンパクトなまち作りを推進します。ということ考えていますし、加茂駅周辺にはやはりその市民や地元業者が主体となったエリアプラットフォームの構築こういったのも大切なと。

やはりこの都市計画マスタープランの中で考えておりますし、都市の活気と価値を高める、住む人来る人が歩いて楽しいウォーカブルなまち作りこういったのも必要かなと。

もちろんエリアプラットフォームでもそういったお話をしていますので、そういったのももちろんこの都市計画マスタープランの中に入れていかなきゃいけないというふうに考えております。

さらに、加茂市が誇る山や川など自然環境、北越の小京都と称される歴史、これまで受け付けられてきた文化や景観などの美しい郷土に、多様な世代が愛着と誇りを持てるまち作りを推進し、その思いを次の代に繋げますということで、この加茂市の将来都市像ということを考えております。

続いて 86 ページ、87 ページに関しましては今読み上げさせていただいたところを、各々目標を四つに分けて、個別に考えているところです。

同じくその目標ごとに分けて関連する SDGs というところの目標を載せております。

目標 1 は持続的発展の可能なまちづくりということですし、目標 2 が愛着と誇りを育むまちづくり、目標 3 が安全安心なまちづくり、目標 4 が連携協働によるまちづくり、こういった目標を立ててその中で将来都市像を目指していくという形になります。

続いて 89 ページをお願いいたします。

89 ページから将来の都市構造ということです。

加茂市全体を考えた中で、将来像を描くにあたって基本的な考え方としてこのような形でやっていこうというところを書いております。

人口減少・少子高齢化の課題に対応するために、加茂都市計画区域マスタープランでの目標を念頭に、将来に渡って持続可能なコンパクトな都市作りということを区域マスタープランの中で推進しています。

それに伴って、加茂市だけで考えた場合においても、都市の拠点を形成しながら、やはりコンパクトで作る中でも、その拠点拠点が各地域にありますので、その間を交通ネットワークで連携した中で、都市機能と中心拠点そういったのを考えていかないといけないというふうに思っております。

そうした中で各地域の生活の利便性を維持向上していけるコンパクトプラスネットワーク、こういった都市の構造を目指していきたいなというふうに考えております。

下に図がありますが、中心として、皆さんご存知かと思いますが交通の JR があってバス停があって、というところを考えると、加茂駅周辺のそういったところが中心拠点になってくるかなと思いますけれども、そこを中心とした中で、当然都市機能の集積っていうのは必要になってきます。

ただそこだけではなくて、やはり色々な地区に、その集落の拠点となるべく、コミュニティセンターがあったり、学校があったり、またはその集落がたくさん集まっている、そういった集落の拠点っていうのがあるかと思いますので、そういったところをですね、それでもそういったところでも空き地、空き家というのは当然にして発生してきておりますので、集約した中でコミュニティが守られるような拠点作りをした中で、中心拠点とその集落の拠点は、交通のネットワーク、今自動車社会とはいえ、やはり歳を召してくると運転も大変になってきますので、そういった車を運転することだけではなく、かもんバスやデマンドタクシー、いろいろ試みておりますけれどもそういったもので繋ぐような方策というのも色々やっていかなくてはいけないというふうに思いましたし、またその集落の拠点を保つために、日常生活に必要な施設の集約っていうのもしていかななくてはいけないなという考えのもとで都市計画マスタープランを考えております。

続いて 94 ページをお願いいたします。

94 ページが第 4 章の都市整備の方針ということで載せております。

まずは、整備の方針の一つ目が土地利用の方針ということで載せております。

土地利用の方針の基本的な考え方としては、先ほどのコンパクトプラスネットワークになるわけですが、ここでは土地利用だけを考えた場合の考え方になります。

住宅地や商業地、工業地などの都市的土地利用や優良農地、緑地、森林など自然的土地利用が、今現在も加茂市はされているかと思えます。

先ほどの都市計画とはの中で、都市計画図等いろいろと見ていただきましたけども、そこにあるような用途地域だとか、そういったのはですね、そのまま持続して進めていった中で、必要なところ、まだ用途地域を増やすだとか、そういったのを検討していかなければいけないかなと。

基本的には今のその用途地域を持続していくような形でいかなければいけないというふうに考えております。

将来のその土地の利用方針としては、いろいろその用途地域の工業的な用途だったり、住宅的な用途だったりありますけども、そういったものを都市計画マスタープランの中ではゾーンとして作りながら、同じところは当然同じように、そういった特性を生かした中で利用していかななくてはいけないなというふうに思っている中で、その土地利用の方針っていうのを決めております。

続いて、100 ページをお願いいたします。

市街地整備の方針ということで加茂野駅前周辺だとか、この市役所周辺のこの辺りが住宅だとか、商業建物関係含めて、いろいろ中心拠点になってくるかなというふうに考えておまして、そういったところには都市機能の集積だとかコンパクトな市街地の整備っていうのが必要になってくると思っております。

加茂駅周辺につきましては、やはり空き家や空き店舗というのが大きな課題っていうことになっておりますので、そういったところの活用やエリアプラットフォームで考えておりますウォーカブルなまち作りというのを推進しながら、市役所周辺もそうですし、駅前周辺もそうですし、駅周辺もそうですし、滞在性とか、回遊性を向上していく中で、交流人口を増やすだとか、そういった賑わいの創出というのも、この都市計画マスタープランの中でも入れていかなくはないかなというふうに考えています。

100 ページの下の方にも、エリアプラットフォームの将来イメージということで、エリアプラットフォームで話し合っている中身について、一部抜粋したものを載せております。

もっと具体的に出てきたり、いろんなことが出てきたときには追加で加えた中でいろいろ方針を立てていけるかなと思いますし、また、このエリアプラットフォームのエリアというのが、都市計画マスタープランでは加茂地域と西加茂地域に分けたところになりますので、地域別の課題、地域別の方針を構想の中でも、このエリアプラットフォームの出ている話も含めて、いろいろ考えていくことになるかなというふうに思っています。

続いて 101 ページになります。

101 ページが都市施設の整備ということで、まず一つ目が交通体系の整備になります。

交通体系をコンパクトな都市作りを進めるために、過度に自動車に依存しない都市交通の構築を目指すということで、デマンドタクシーやかもんバスなどそういったものも維持した中で、向上発展できるような政策を考えなきゃいけないかなと思っておりますし、老朽化した道路や橋梁、計画的な修繕や歩道の確保、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、こういうことを行った中でより安全安心な道路空間を形成していくことになるかというふうに思っております。

新しく道路を作るだけでなく、皆さんに身近なところの道路を、やはりきちんと使いやすくすることが大事なかなというふうに思っております。

続いて、104 ページをお開きいただきたいのですが、今ほどの交通体系の整備の方針図を、103 ページ 104 ページで出しているのですが、104 ページがちょっと詳細のものになるのですが、赤い矢印のところは、やはり交通量も、皆さん使う頻度も多いのかなと思いますが、403 号線とかバイパスになります。

ここを中心的な軸として考えた中で、県道が続く主要幹線として位置付けているところかなというふうに考えております。

青色の実線がそれに続く幹線道路ということで、皆様方が利用されているだろう主たる道かなというふうに思っております。

灰色の破線のところがありますが、これが都市計画道路、都市計画決定されている道路ではあるのですが、昭和 17 年からの決定になりますので、今現在整備にあたって、なかなか方向性踏まえて整備するかしないかも含めて、十二分に検討していかななくてはならない路線ということで、破線として見直し検討路線ということで載せております。

灰色の二重になっているところ、横江から下条にありますけど、ここについては今後横江の方に、中興野線につきましては、やはり 403 号線のバイパスもできたことですし、横江の団地から抜ける道といいますか、アクセスしやすい道路とバイパスと 403 号線を繋ぐ道にもなるかと思っておりますので、こういったものを整備にあたって検討していかななくてはいいかなと思っておりますし、あとは下条から若宮に抜ける県道になりますけども、こういったところもやはりこの下条地区から若宮に抜ける道は何か災害等ときも含めまして、通り抜ける道っていうのが、なかなか少ないところではありますので、こういったところも常に整備を検討した中でより、安全安心な地域作りをしなくてはいいかなというところで考えております。

オレンジの線に関しましては、今現在も整備を進めておりますが、日立ニコから 403 に抜ける道になりますけれども、今現在花立遺跡のため遺跡調査をしておりますが、ここも整備を継続して推進していきたいという路線として示しております。

続きまして 105 ページをお願いいたします。

施設の整備方針の二つ目に公園緑地の整備ということで、市内に都市公園以外にも小さな公園等たくさんございますので、そういったところの使い方にはなるわけなんですけども、市民の憩いの場、遊びの場として主に親しまれる公園作りとしてそういったのが必要かなという中で、もちろん皆さんもご存知でしょうが、加茂山公園、若宮公園、大きな公園ありますけども、それだけではなくて、小さい公園も統廃合とか、

そういった集約をした中で整備等を考えていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

続いて 108 ページをお願いいたします。

上下水道下水道ゴミ処理施設の整備方針ということで、やはり大事なライフラインになっていますので、こういったところも自然災害に対して防災減災に資するような強靱な基盤作りっていうのが必要になってきます。

先ほど都市計画決定の中では下水道しかしておりませんが、都市計画マスタープランの中では一緒に、都市計画決定が必要ない上下水道、ゴミ処理に関しましても一体となって、整備の方針を書き込んでいます。

続いて 109 ページをお願いいたします。

その他の公共施設ということで道路公園緑地以外の公共施設がありますが、だいぶ老朽化もしてきております。公共施設その市民ニーズ等を把握しながら、その市民が安全安心で利用しやすい公共施設の運営だとか適切な維持管理っていうのをやっていかなきゃいけないかなというふうに考えておりますし、また市が保有する公共施設以外の使い方を必要に応じて官民連携して使っていける施設や跡地の利活用も考えていかなきゃいけないかなというふうに考えています。

続いて 110 ページをお願いいたします。

110 ページが自然環境の保全および都市環境形成の方針ということで、書いております。

加茂市はご存知のとおり、加茂川、加茂山、粟ヶ岳など自然がとにかく多いところになります。こういった自然環境も良好に引き継いでいかなきゃいけないかなというふうに思っておりますので、引き続きの自然環境保全もししていかななくてはいけないですし、あとは脱炭素社会の実現も必要になってきますので、そういったところも持続的なまちづくりっていうのを推進していかなきゃいけないというところで考え方を書いております。

続いて 112 ページになります。

112 ページが都市景観形成の方針ということで載せております。

先ほどの自然環境の保全と似ているところはあるかもしれませんが、都市の景観を素晴らしい自然環境を含めてありますし、あとは文化財だとか加茂市内にいろいろあります。

下の方にも新しくできた新町の商店街の雁木なんかありますし、昔ながらのこういった住宅がありますし、お祭りなんかも今月もありますが、そういったものを保全活用した中で、そういった良好な町並みの景観も残していかなきゃいけないですし、またそれを観光資源にした中で、いろんな展開をしていかなくてはいけないなというふうに考えております。

続いて 115 ページをお願いいたします。

115 ページが都市防災の方針ということで、書いております。

災害から自分の身を守るということも都市計画を考えていく中では、大切なものになりますので、引き続き加茂市国土強靱化地域計画とか地域防災計画、こういった関連する計画もありますので、そこと一体となりながらハード面だったりソフト面だったり、そういったところで防災減災を強化していきたいなというところも考えておりますし、国や県、隣接する市町村ありますので、そういったところとも連携しながら強化を図っていかなきゃいけないなというふうに考えています。

自助公助等々こういった考え方をもとに、市民と一体となって防災意識の向上とか、市民参加型の防災対策を、常に考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。

118 ページ以降は、この都市計画マスタープランに関する用語集になっております。ページ数は参の 1 となっています。ここは各自お読みいただいた中で、もし読んでいる中でわからない等がありましたら、こちらに載っているかなというところでご確認いただければなというふうに思います。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

## ○議長

私もいろいろ都市計画マスタープランの策定委員会の方でいろいろお手伝いをさせていただいているので、私の方でもある程度皆様からのご質問をいただいて答えられるような形にしたいと思いますけども、本件につきまして審議事項ではございませんけども、報告事項ということで特に解決するものではございませんけども、質疑の時間を残り大体 10 分ちょっとございます。

## ○委員

お聞きしたいというか、お願いしたいというか、100 ページの 2-2 の整備方針のところで駐車場の問題があるのですが、ゴールデンウィークのときの鯉のぼりや加茂山公園の渋滞がもうすさまじくて、私どもも車を待ち、行くのも混んでないところを縫っていくような状態ですけど、すごい時間帯は田上方面から来る渋滞が加茂病院の先まで繋がっていたり、また市役所方面から跨線橋を登る人は、文化会館のあたりから渋滞していたり、すごくて入れないから諦めて帰ったりとかで、そこに入れないからいろんなところに違法駐車して、こいのぼりを見に降りていたりという方がたくさんいられるので、鯉のぼりの街加茂と言っていぐらい最近いろんなメディアでもテレビでもやっているの、たくさんの方がおいでになるので、気持ちよく観光していただくためには、やはり駐車場の整備が不可欠ではないかなって思うので、ぜひそこはお願いしたいなということと、ちょっと気になったのが 97 ページのところに加茂川緑地として、公園として整備するというようなことが書いてありますが、河川敷の中州に大勢の人が入ってこいのぼりと一緒に写真を撮ったりしているのですが、あれは大丈夫でしょうか。中州に草がいっぱいで、あそこもそんなに広くなかったとかそこまでわかる人はいなかったんですけど、今年はあそこにいよいよ人がいて、何かあったら加茂市に行って怪我したとかならないかなと思って、心配になったことが一つと、あと一つ地図を見たんですが、46 ページの文化財の彫刻のところ、木造大日如来坐像から下三つどこにあるのかなと思って地図が小さくて分からなかったの、その 3 点をお聞かせいただきたいです。

## ○事務局

ありがとうございます。

まず駐車場の問題につきましては、確かに近隣の方々にすごくご迷惑をおかけして大変申し訳ないなと思うんですけども、今年商工観光課で、渋滞を緩和させるために、政策をいろいろ展開していて、もしかしたらまだうまくいってない中で、やはりその地元の方々にご迷惑をおかけしていることがあるのかなと思うんですけども、常にまたその商工観光課と連携した中でどういった方針が一番いいのか、委員が言われるように駐車場も完全に整備してしまった方がいいのか、もしくはそうなるちょっとやっぱり懸念だったのが、地元とかその商売されている方が利用されてなんていうお話も聞いたことがありますので、どういった方針がいいのかっていうのはまたそう

いった主管のところとお話した中で、いろいろと検討していきたいなというふうに思っています。

加茂川の中州につきましては、1級河川でもございますし市の管理というよりも国県の管理になるわけですが、毎年中州の土砂を撤去していただいて、徐々には土砂の方も少なくなってきた、それが幸いしているのかどうなのかというものはあるのですけども、こちらでも見させてもらっている中では危なくないところで皆さん入られて楽しんでらっしゃるかなというところでは見受けてはいますので、あとはどういう方向性がいいのかというの、これも商工観光課が中心になるかもしれないのですけども、そういった実行委員会を含めてですね、どういう方法ができるのかというのはちょっと安全な方法ですね検討させてもらうことかなというふうに思っています。

#### ○議長

最初のご質問の駐車場の件もやはり長岡市と同じでして、花火のときにやはりさらに会場周りものすごく渋滞して、駐車場もないっていうので、結構駐車場問題でどうするかみたいな話も時々出ます。

花火というイベントを、2日だけというとなかなかちょっと難しいところもありまして、基本的に公共交通で来てくださいということを今一生懸命言っています。なるべくバスとかあるいは車で来ていただいても、そこから駐車場に車停めていただいてそこからバスでピストン輸送で会場に来ていただくような、そういった形もやっていますので、ぜひ何かそういったことも検討いただきながらイベントに合わせた公共交通の足みたいなものを検討いただく方がいいのかなと思います。

他まだ時間がございますけども、ぜひともご発言いただきたいという方ありましたらお願いいたします。

#### ○委員

全体的には非常によくできたマスタープランだと思うのですが、人口減という先ほど委員がおっしゃったように、今まではまだ人口がまだそんなに減るってことがないうちに、この5ページに20年間の推移があるわけですね。約8,000人減っているのに、この前国が発表した消滅可能性都市として加茂市も出ていました。田上も出ていました。

都市計画の中に田上とかも入っている中で、もっと急速に人口が減ってくるという想定があるのですけども、これを実現するためにはもっとスピード感がないと将来において 20 年後になると完全に消滅しちゃうような、加茂市ってのはなくなるのではないかというのは、危惧はありますけどね。

例えば生活者が保有している若宮中学の裏の土地、あそこに市が保有する空き地がいっぱいあるんですよ。

そこへ長福寺へ行く、下条川ダムへ行く道がマスタープランの中で建設予定で、通路が良くなるように広げていくというふうな計画等ありますけども、そういう分譲地です、個人的な意見ですけどももし若い世代が加茂に移住して、家を建てるって言うんだったら、土地をあげたっていいのではないかと、100 坪区画で区切っているところ 30 坪ぐらいだったらくれてもいいのではないかというふうに思うんです。そうすればそこで結構大きな住宅地になって結構栄える感じしますけどね。

本当によくできていますが、もっとスピード感があるような方向で進めてもらいたいですね。

#### ○議長

ありがとうございます。

事務局お願いします。

#### ○事務局

ありがとうございます。

今ほど委員が言われた若宮団地の区画につきまして、おっしゃるように、ちょっと検討中でございまして、なるべく早いうちに方針っていうのが決まれば、また議会等に説明させていただいてっていう形で進んでくるかなというふうには思っております。

#### ○議長

ありがとうございます。

何かよろしくをお願いします。

#### ○委員

大変詳しいご説明ありがとうございました。7ページの方、人口分布の方拝見しますと、加茂駅のところの人口が集中しておりながら人口減少が顕著であるということが示されております。

ということは、こちらで今現在起きている課題が他の地域でも今後起きうることかと思っております。

特に秋葉区の方では公共交通が課題になっておりまして、地域の住民でどう自分たちで維持していくのかというところを、例えばですが、福祉施設の使っていない間、バスを活用して、住民でその茶の間に行くまでも難しいので、そこまでの移動手段として活用させていただくということをしています。

後はですね先ほど委員からのお話にもありましたように、未来を見据えたときに、少子化ということは、今進んでいる廃園廃校が増えていく可能性があります。

そうした場合に廃園廃校を何に活用するのかという方針方策が立っていないと、そのまま老朽化していつてしまうという、活用されないままになってしまうので、そこを少し早めにご相談されるといいのかなと思っております。

そして医療従事者の方々も高齢化しているので、減少するわけですね。そうした場合に、多拠点になっていると、その維持が難しいということで、総合医療拠点として集約をするという方向で今動いております。

おそらく加茂市もそういう方向で動かれた方が、維持継続はできるのではないかと思っております。

## ○議長

ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

## ○事務局

ありがとうございます。

委員がおっしゃるようなそういったのを踏まえていろいろと検討していかなきゃいけないかなと思っておりますし、あとはこれからこうなりますけども、第2回目の地域別懇談会の中でその地域の方々に実際その地区の例えば小学校がなくなります。というところでその使い方とかそういったのもいろいろご議論いただいた中で意見をいただければなというふうに今考えております。

### ○議長

ありがとうございました。予定している時間とはなりましたが、よろしいでしょうか。お集まりいただいて発言しておられない方、特にここで申し上げたいことがございますでしょうか。

ではこの都市計画マスタープランの中間報告につきましては議事終了いたしたいと思っています。

全ての議事報告が終わりましたので進行を事務局にお返しいたします。  
お願いします。

### ○司会

会長ありがとうございました。次に事務連絡になります。  
事務局からご説明いたします。

### ○事務局

はい事務局から事務連絡させていただきたいと思います。

当日配布ということで、このような1枚のペーパーを机の上に上げさせてもらいました。先ほどの説明の中でも出しましたが、都市計画マスタープランの第2回の地域別懇談会ということで、それのご案内になります。

今ですね加茂市のそのラインだとかライフビジョン等で、市民の方々に周知しているところではあるのですが、なかなかご参加申し込みをいただいている人数が少ない状態です。

ぜひ、皆様初め、知り合いの方とか、お誘い合わせいただきまして、ご参加いただければなというふうに思っております。

下にありますようにQRコードからも申し込みができますし、加茂市のホームページからも申し込みができるようになります。ぜひご参加いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

次回の都市計画審議会について、今年度中にもう1回行うことになります。そのときはマスタープランが完成したものをまた皆様に報告ということでさせていただくような形になろうかと思います。概ね、年度末ぐらいを目指しています。2月、3月、その

辺りになろうかと思っておりますが、またご案内の方いたします。ご承知おきいただきたいと思います。

あと本日会議の報酬が出るようになっております。それでお振り込み口座についてなんですけれども、新しく委員になられた方については出していただいておりますが、再任という形でいただいている方については前回までの口座の方に振り込みさせていただきますので、もし変更等ございますようでしたら、教えていただければと思います。

### ○司会

事務連絡について何かご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。しばらくしてないようですので以上をもちまして、第40回加茂市都市計画審議会を閉会いたします。

お忘れ物のないようお帰りください。

どうもありがとうございました。